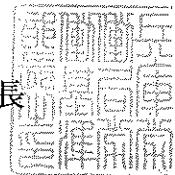




兵労基発 0417 第 2 号  
令和 6 年 4 月 17 日

一般社団法人兵庫県電業協会会长 殿

兵庫労働局労働基準部長



令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年の建設業における兵庫労働局管内の新型コロナウイルス感染症患者を除く労働災害発生状況は、死亡者数 8 人、休業 4 日以上の死傷者数は 438 人となり、前年と比較し、死亡者数は同数、死傷者数は 11 人（2.4% 減）の減少となっており、死亡災害の撲滅及び更なる労働災害の減少のため、引き続き労働災害防止対策を推進することが強く求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の適格な実施、自主的な安全衛生活動の促進等によって、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、第 14 次労働災害防止推進計画の内容を踏まえ、令和 6 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項を別添のとおり取りまとめましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。